

令和6年度（中間年）適用 北秋田市建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準について

北秋田市の建設工事発注にあたり、「北秋田市建設工事入札制度実施要綱」に基づき、入札参加資格審査及び等級格付を行っています。中間年となる令和6年度適用の入札参加資格審査及び等級格付の基準について、次のとおりとします。

1. 入札参加資格審査を行う工種および等級格付の区分

- (1) 市内建設業者については、資格審査結果後、一般土木工事、建築一式工事、ほ装工事及び解体工事について等級格付審査を行います。その他の工種については、1つの等級とします。
- (2) 市外建設業者については、全ての工種について1つの等級とするものとします。

次表のとおり、18工種について、入札参加資格審査及び等級格付を行います。

		工 種	等 級 区 分		
格 付 対 象 工 種	1	一般土木工事	A	B	C
	2	法面工事	A	/	/
	3	建築一式工事	A	B	C
	4	電気工事	A	/	/
	5	給排水暖冷房衛生設備工事	A	/	/
	6	鋼構造物工事	A	/	/
	7	ほ装工事	A	B	/
	8	一般塗装工事	A	/	/
	9	路面標示工事	A	/	/
	10	機械器具設置工事	A	/	/
	11	電気通信工事	A	/	/
	12	造園工事	A	/	/
	13	さく井工事	A	/	/
	14	水道施設工事	A	/	/
	15	解体工事	A	B	/
工 種 そ の 他	16	防水工事	/	/	/
	17	板金工事	/	/	/
	18	屋根工事	/	/	/

2. 入札参加資格審査及び等級格付の基準

- (1) 入札参加資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、中間年は新規及び工種の追加等の申請のみを追加で審査するものとします。
- (2) 入札参加資格の認定は、「3. 客観的評価事項（客観点）及び発注者別評価事項（主観点）の基準」に定める点数の合計点数（総合点）が一定の基準点（格付基準点）以上

の者であって、次に掲げる基準を満たすものを、申請工種ごとに等級格付することにより行います。

①有資格技術者の保有状況

次の工種については、審査基準日において各工種の等級ごとに各等級別に次に掲げる有資格技術者を保有していることとします。

ただし、有資格技術者は、審査基準日に在籍する者であって、同日において6か月を超える恒常的な雇用関係がある者に限ります。

工 種	有資格技術者	等級	有資格技術者数 () 内1級
一般土木工事	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士 (第1種～6種)	A	8名(3名)以上
		B	4名(1名)以上
		C	2名以上
建築一式工事	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築)	A	8名(3名)以上
		B	4名(1名)以上
		C	2名以上
ほ装工事	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士 (第1種～6種) 1級舗装施工管理技術者 ※1 2級舗装施工管理技術者 ※1	A	5名以上 (1級土木又は1級建設機械 1名以上)及び (舗装 1名以上) ※6
		B	1名以上 (舗装 1名以上) ※6
解体工事	1級土木施工管理技士 ※2 2級土木施工管理技士(土木) ※2 1級建築施工管理技士 ※2 2級建築施工管理技士(建築) ※2 2級建築施工管理技士(躯体) ※2 解体工事施工技士 ※3	A	4名以上 ※4 (解体工事施工技士 4名以上)
		B	2名以上 ※5 (解体工事施工技士 2名以上)

※1 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構いません。

※2 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限ります。

※3 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは重複計算して構いません。

※4 一般土木工事または建築一式工事のA～B等級の格付審査基準を満たし、かつ解体工事施工技士4名以上の要件となります。

※5 一般土木工事または建築一式工事のA～C等級の格付審査基準を満たし、かつ解体工事施工技士2名以上の要件となります。

※6 舗装施工管理技術者は1級または2級のいずれかが1名以上の要件となります。

②施工実績

次の工種については、各等級別に次に掲げる年平均完成工事高を格付要件とする。

工 種	等級	年平均完成工事高
一般土木工事 建築一式工事	A	140,000 千円 以上
	B	40,000 千円 以上
	C	5,000 千円 以上
ほ装工事	A	20,000 千円 以上
	B	5,000 千円 以上
解体工事	A	15,000 千円 以上
	B	1,000 千円 以上
上記以外の工種		1,000 千円 以上

一般土木工事、建築一式工事およびほ装工事の「年平均完成工事高」が5,000千円に満たない場合、もしくは解体工事及びその他の工種についての「年平均完成工事高」が1,000千円に満たない場合は格付けしません。

※解体工事の年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事又は建築一式工事に整理される土木工作物又は建築物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出される金額とします。

この結果、一般土木工事及び建築一式工事における年間平均完成工事高からは、土木工作物又は建築物を解体した工事に係る年間平均完成工事高が除かれることとなります。

3. 客観的評価事項（客観点）及び発注者別評価事項（主観点）の基準

（1）客観的評価事項（客観点）

①経営事項審査の総合評定値（P点）

- ・総合評定値は、経営事項審査の結果通知書上部記載の「審査基準日」より1年7か月以内のものであること。
- ・経営事項審査の通知書に申請する工種ごとの総合評定値及び完成工事高の実績数値の記載があること。

※完成工事高の記載がない場合は、その工種についての等級格付を行いません。

（2）発注者別評価事項（主観点）

①工種別の技術職員数による加点

一般土木工事、建築一式工事およびほ装工事において、経営事項審査のZ評点における1級又は2級技術者の人数に応じて、加点します。

【1級技術者】 1名につき +2点

【2級技術者】 1名につき +1点

4. 格付基準点

令和6年度適用の等級格付基準点は、申請取りまとめ後、令和6年3月中をめどに定めま
す。

なお、以前までの建設工事入札参加資格審査における格付基準点がそのまま適用される
ものではありません。

5. 有効期間

審査の結果、等級格付された建設業者の入札参加資格の有効期間は、それぞれ次に掲げる
期間とします。

【定期年】 2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

【中間年】 1年（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

6. その他

・地域区分の取り扱いについて

発注に際して原則的に「市内に主たる営業所を有している業者」を優先的に取り扱うこと
としています。したがって、業務等の難易度や規模から判断して「市内に主たる営業所を有
している業者」でも十分対応可能であると判断され、入札等の競争性が確保できる場合には、
「市内に主たる営業所を有している業者」のみを対象として入札等を執行する場合があります。

・納税の状況

市内建設業者について、個人または法人※の過去3カ年分の市税の納付状況（納期到来未
納額の有無）を確認いたします。加えて所得税を源泉徴収している事業所については個人住
民税の特別徴収義務者として、地方税法かつ北秋田市市税条例を遵守していることを必須
事項とします。

※法人代表者の納税証明書は求めませんが、必要に応じて法人代表者個人の納税状況を
確認する場合がありますので、同意書の提出をお願いします。